

旅 費 規 程

第 1 章

第 1 条 この規程は、一般社団法人 山口県子ども会連合会（以下「県子連」という。）の役職員が業務のため旅行する場合に必要な旅費の支給に関する事項を規定する。

第 2 章

第 2 条 旅費の支給範囲は旅行命令による。

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当および宿泊料とする。

- (1) 鉄道賃は、鉄道旅行の旅程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- (2) 船賃は、水路旅行の旅程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- (3) 航空賃は、航空旅行の旅程に応じ、旅客運賃等により支給する。
- (4) 車賃、陸路（鉄道を除く、以下同じ）旅行について実費額を支給する。
- (5) 日当は、旅行中の日数に応じ 1 日当りの定額により支給する。
- (6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、一夜当りの定額により支給する、ただし船中泊および機中泊の場合は、宿泊料を支給しない。

第 3 章

第 4 条 旅費は別表 1， 2 のとおりとする。

第 5 条 旅費計算上の旅行日数は、第 2 条による。

第 4 章

第 6 条 旅費（仮払いに係る旅費を含む）の支給を受けようとする者および旅費の清算をしようとするものは所定の請求書に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

第 7 条 旅費形態その他特殊な事情により、旅費定額を支給することが適当でない場合は、当該旅費を調整して支給することができる。

第 5 章

第 8 条 旅費は、次の各号による。

- ①在勤地内旅行の旅費
- ②在勤地外旅行の旅費

第 9 条 在勤地内の旅行とは、常勤場所から鉄道および陸路を合算して、片道 50 キロメートル未満の旅行を言い、その場合次の各号の 1 に該当する場合において当該各号の規定する額の旅費を支給する。

- ①日帰りの場合、交通費実費。
- ②業務上必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合、宿泊料定額および日当定額。

第10条 在勤地外旅行とは、在勤地内旅行以外の旅行を言い、この場合の支給区分は、別表1に定めるとおりとする。

2 新幹線においては、新幹線特別急行料金を支給することができる。

第11条 船賃の額は実費額による。

第12条 航空賃の額は実費額または50,000円のうち、低い額とする。

第13条 車賃の額は実費額による。

第14条 日当の額は、旅行日数に応じ、別表1の定額による。

第15条 宿泊料の額は実費とし、別表1の額を上限とする。

第6章

第16条 会議、研究協議会、研修会等における講師、指導助言者、司会者等に支給する旅費については本規定を適用する。

第17条 海外に用務で旅行する場合は、会長の承認を得て常務理事が定める。

附則 この規程は昭和61年7月8日から実施する。

この規程は令和6年4月1日から実施する。

別表1 役職員の旅費

区 分	鉄道賃	船・車	日 当	宿泊料（上限）	
				甲地域	乙地域
役職員	指定席料金	実 費	2,500 円	13,500 円	12,400 円
注1 宿泊料の甲地域とは、東京都および政令指定都市をいい、乙地域とはその他の地域をいう。					
注2 国公立の少年自然の家、青年の家等の施設を利用した場合の宿泊料は役職員とも実費とする。					
注3 自家用車の場合、1km30円とする。					
注4 県子連が出張させる場合は、これを準用する。					
注5 講師謝金は日当に替えて、1回5,000円とする。					

別表2 各市町会長等の旅費（山口市往復）

市町	距離(往復) (k m)	旅費 (円)	市町役所
和木町	190	5,700	和木町役場
岩国市	182	5,460	岩国市役所
柳井市	158	4,740	柳井市役所
周防大島町	185	5,550	周防大島町役場
田布施町	148	4,440	田布施町役場
平生町	154	4,620	平生町役場
光市	126	3,780	光市役所
下松市	107	3,210	下松市役所
周南市	91	2,730	周南市役所
防府市	38	1,140	防府市役所
山口市		1,000	山口市役所
美祢市	66	1,980	美祢市役所
宇部市	73	2,190	宇部市役所
山陽小野田市	79	2,370	山陽小野田市役所
下関市	135	4,050	下関市役所
長門市	100	3,000	長門市役所
萩市	88	2,640	萩市役所
阿武町	112	3,360	阿武町役場

別表3 全国子ども会連合会表彰における経費負担について

	参加費	懇親会費	宿泊費	交通費
本人	全子連負担	全子連負担	県子連負担	個人
配偶者	全子連負担	個人	個人	個人

別表4 中国・四国地区子ども会連絡協議会表彰における経費負担について

	参加費	交流会費	宿泊費	交通費
本人	個人	県子連負担	県子連負担	個人
配偶者	個人	個人	県子連負担	個人